令和６年度補正予算被害者保護増進等事業補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業の部
（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）
公募要領

制定　令和７年５月１日
令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

TOPPAN 株式会社（以下「TOPPAN」という。）では、国土交通省から被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部：先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）の交付決定（令和７年３月 13 日付、国自安第 187 号、国自技環第 188 号、国自整第 253 号）を受け、自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入事業を助成することにより、自動車運送事業の安全性の向上を図り、もって被害者の保護を増進することを目的とする事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）交付規程（令和７年５月１日付　国自安第 15 号、国自技環第 22 号）（以下「交付規程」という。）にしたがって手続を行っていただくようお願いいしたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、TOPPAN としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。
したがって、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識をされたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 応募の申請者が TOPPAN に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

- 補助対象機器の申請に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。TOPPAN は、本補助金の交付対象として申請された装置について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査しますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。

- 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について TOPPAN の承認を受けなければなりません。なお、TOPPAN は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施することがあります。補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消対象となった額を返還していただくことになります。

- なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

１．補助金の目的と性格

○ 本事業は、自動車運送事業者が先進安全自動車（ＡＳＶ）を導入する経費を補助することにより、自動車運送事業の安全性の向上を図り、もって自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることを目的としています。

○ 補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

○ これらの義務が十分果たされないときは、TOPPAN より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を取消しすることもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

２．補助対象事業の要件

（１） 本事業は、事業者が車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）を導入する事業を対象とします。

（２） 補助対象車両は、車両総重量 8 トン以上のトラックと乗車定員 30 人以上のバスであること。

（３） 車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）は、国土交通大臣の認定を受けたものであること。（補助金ホームページに補助対象機器一覧として掲載されます。）

３．補助対象事業者、補助対象装置及び補助対象車両

（１）補助対象事業者

本業務において、補助金の交付を申請できるもの（補助対象事業者）は次の①、②又は③の事業を営む法人又は個人の者とします。ただし、交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはいたしません。

①一般乗合旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、又は特定貨物自動車運送事業を経営する者であって、以下のいずれにも該当する者。

（ｉ）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者、または中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

・資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社

・常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

（ⅱ）申請日から過去 3 年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法に基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていない者（行政処分情報については、以下の国土

交通省ホームページ「自動車総合安全情報 行政処分情報」にて検索することができます。）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi

（ⅲ）①貨物自動車運送事業を経営する者であっては、申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の届出（認可）車両数が５両以上である者

②一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者であって、①（ⅱ）に該当する者

③①及び②に該当する者に補助対象装置が導入された事業用自動車を貸し渡す者（リース事業者）

（２）補助対象装置

車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）

機能要件

1. 補助対象車両（補助対象装置を後付けした車両）
   （１）車両総重量８トン以上のトラック
   （２）乗車定員 30 人以上のバス
2. 作動条件
   （１）車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）（以下「装置」という。）は、少なくとも自動車の走行中（30 km/h 以上）において作動するものであること。
   （２）装置は、運転者による当該装置の作動・非作動を選択できる手段を有してもよい。その場合、装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものであること。
3. 機能要件
   （１）装置は、車輪脱落の予兆として、車輪に取り付けられたすべてのホイール・ナット平面座とディスク・ホイールのすき間が少なくとも 5mm以上となることを検知するものであること。
   （２）装置は、自動車の後輪又は全ての車輪において車輪脱落の予兆を検知するものであること。
   （３）情報提供は、視覚的又は聴覚的時運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
   （４）警報は、視覚的及び聴覚的に運転者に報知し、運転者が運転席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
   （５）警報のみを非作動とする手段を有する装置においては、警報のみを非作動とした後に車輪脱落の予兆が検知された場合は、少なくとも視覚的又は聴覚的いずれかの警報が自動的に作動するものであること。
   （６）装置は、誤った情報提供及び警報は最小限に抑えなければならない。
   （７）装置は、通常使用が想定される状況下において、耐熱性、耐水性、耐衝撃性などの十分な耐久性を有するものであること。
   （８）装置は、品質は保証され保証期間がさだめられているものであること。
4. 表示装置
   装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

（１）装置の作動・非作動

（２）装置の故障状態

5. 告知時に掲げる場合には、運転者がただちに必要な操作が行えるよう視覚的又は聴覚的に運転者に告知するものであること。

（１）装置が故障により作動しない場合

（２）装置の作動中、運転者の意思によらず装置が非作動状態となった場合。

6. 取付け

装置は脱着が容易なものであること（通常使用過程において脱着を予定していない場合を除く。）

7. 使用者への周知以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に（４）については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

（１）装置が作動する場合及び作動しない場合

（２）装置の発する音、表示及びその意味

（３）警報報知時の取り扱い

（４）装置の機能限界

（５）その他使用上の注意

４．補助金額等

（１） 3.（1）で定義する補助対象事業者が中小企業者等に該当する者又は貸し渡す者が中小企業者等に該当する場合は、取得に要する経費の 1/2。（ただし、国庫補助金申請額の算出において、100 円未満の端数が発生した場合には、100 円未満の金額を切り捨てる。また、補助限度額は下記の通り定める。）

車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る） 1 車両あたり上限 5 万円

（２） 3.（1）で定義する補助対象事業者が②のうち、中小企業者等以外の者又は貸し渡す者が中小企業者等以外の者に該当する場合は、導入に要する経費の 1/3（ただし、国庫補助金申請額の算出において、100 円未満の端数が発生した場合には、100 円未満の金額を切り捨てる。また、補助限度額は下記の通り定める。）

車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）1 車両あたり上限 3 万 3 千円

（対象装置・対象車種早見表）　　（トン数：車両総重量）

	補助対象装置	補助対象車種	補助率※1	補助上限
①	車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）※2	８t 以上のトラック 乗車定員 30 人以上のバス	1/2 (1/3)	50,000 円 (33,000 円)

※１　（　）内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合

※２　補助対象は当該システムに係る認定申請を踏まえ、国土交通省において決定。

５．申請者

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、補助対象事業者がリース事業者の場合にあっては、次の（ⅰ）、（ⅳ）、（ⅴ）、（ⅶ）、（ⅷ）、（ⅸ）及び（ⅹ）は、貸し渡し先の自動車運送事業者とする。また、（ⅸ）または（ⅹ）については、補助金優先採択（※）を希望する補助対象事業者が満たすべき要件とする。

※ 補助金優先採択とは、被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業）の申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合に令和７年度（又は令和７年）に賃上げに取り組むことを表明している申請者を優先的に採択するもの。

（ⅰ）補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成 18 年９月 19 日付国土交通省告示第 1087 号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成 18 年９月 19 日付国土交通省告示第 1090 号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定していること。

（ⅱ）補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。

（ⅲ）補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として、トラックは５年以上、バスは５年以上とし、リース契約期間が当該期間を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。

（ⅳ）申請日から、過去３年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法に基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていないこと。

（ⅴ）貨物自動車運送事業を経営する者であって、申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の保有台数が５両以上であること。

（ⅵ）車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則（ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません）とするが、振出日から３ヶ月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る）及びクレジット一括払いについても認めるものとする。

（ⅶ）同目的のもと国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。

（ⅷ）補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。

（ⅸ）申請を行う年度の事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 1.5%（中小企業者以外の者にあっては 3%）以上増加させる旨を従業員に表明するとともに、8.（13）の賃上げ実績を示す書類を提出すること。

（ⅹ）申請を行う年度の事業の暦年において、対前年比で「給与総額」を 1.5%（中小企業者以外の者にあっては 3%）以上増加させる旨を従業員に表明するとともに、8.（14）の賃上げ実績を示す書類を提出すること。

６．申請先

令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

７．申請受付

（１）受付期間など

受付期間、予算額及び申請にかかる留意事項については以下のとおりです。

受付期間	留意事項
令和７年５月８日(木) 10:00～ 令和８年１月 30 日（金） 17:00 （留意事項参照）	・令和６年４月１日（月）～令和　８年１月 30 日（金）までの間に、補助対象装置を購入し取り付けを行ったうえで支払いまで終了（事業完了）していること。 ・申請にかかる審査は、申し込み順に行います。 ・受付状況は、補助金ホームページで公表いたします。

（２）申請の方法

申請は、申し込み順となります。

令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局　補助金ホームページから申請システムへログインし申請を行ってください。

令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局　補助金ホームページ

URL：https://hogo-zoushin-r6h.jp/

※パーソナルコンピューター(PC)からの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。

※詳細

申請対象機器	申請方法
・車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）	・補助対象機器を購入後に行う申請とする。

８．補助金申請書等必要書類の提出

（１）補助金ホームページにログインし、申請システムに従って申請してください。

必要書類

（１）交付規程様式第１号様式（交付申請書兼実績報告書）（申請システムでの入力）

（２）交付規程様式第１号様式（その２）（経費使用明細書エクセルファイル）

（３）交付規程様式第８号様式（請求書）（申請システムでの入力）

※本件責任者及び担当者欄に必ずご記入ください。申請書を受け取った後、電話等により担当者に連絡することがありますので、ご承知おきください。

※請求申請時に、振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号）がわかる書類も併せてご提出ください。

（４）申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業）が運送事業を営んでいることを証する書類、申請者の資産及び負債に関する書類並びに中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者若しくは中小企業等協同組合法第 3 条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であること、又はこれ以外であることを証する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年 3 月 31 日運輸省令第 21 号）第 2 条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年　11 月 29 日運輸省令第 33 号）第２条に掲げる事業報告書の直近事業年度分から必要部分（「資本金の額・従業員数の記載があるページ」、「損益計算書のページ」及び「貸借対照表のページ」）を抜粋したもの等）

（５）当該補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書（別紙様式１）（申請システムでの入力）

（６）補助対象装置を購入した際の領収書の写し

（７）補助対象装置を設置したこと及び補助対象装置の単価（消費税除き）を確認するに足りる書類として、①、②の書類を提出するものとする。

①納品書の写し（各装置価格の値引き後の単価が内訳としてわかるもの）

②次の状態が分かるカラー写真

ア．車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）を車輪に取り付けた状態がわかる写真

イ．表示装置を運転席に取り付けた状態がわかる写真

ウ．対象車両の前後の外観写真

エ．当該車両のナンバープレートの写真（ウ.の写真でナンバープレートが判読可能であれば省略可能）。

（８）（申請者がリース事業者の場合）賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細書

（９）（申請者がリース事業者の場合）申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類（現在事項全部証明書の写し、貸借対照表及び損益計算書等）

(10)（申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が財産処分制限期間を満たしていない場合）取得から財産処分制限期間を満たすまでの間、自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことを証する書類（トラック 5 年、バス 5 年）

(11) 自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む）の写し

(12) 優先採択に必要な書類（従業員への賃金引上げ計画の表明書）（別紙様式 2）

(13)　5.（ix）の補助金優先採択を希望した補助対象事業者は、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」を提出すること）

(14)　5.（ｘ）の補助金優先採択を希望した補助対象事業者は、賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を TOPPAN に提出すること）

※一度提出された申請書等（電子ファイル）は、返却できませんのでご了承ください。

※TOPPAN は、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

９．交付申請書兼実績報告書の審査

TOPPAN は、補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、公正かつ透明性が確保された手続により交付決定等を行うため、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行います。

10．補助金の交付決定及び額の確定通知

申請書類の内容について審査を行い、交付決定を行うとともに、補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査の上で補助金の額の確定を行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書（交付規程様式第 2 号様式）により申請システムで申請者に通知します。

11．注意事項

（1）被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）は、同目的のもと国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しません。

（2）補助金を受けて購入した補助対象装置は、購入の日から以下の表に記載する財産処分の制限期間の期間内について保有義務（リースの場合は同一の事業者において使用を継続する義務）が生じます。その間に売却等で所有者又は使用者を変更する場合は、売却等に先立って TOPPAN の承認が必要になるとともに、原則として補助金の一部を返還していただくことになります。

補助対象事業者	財産処分の制限期間
一般貸切旅客自動車運送事業者	5 年
一般乗合旅客自動車運送事業者	
特定旅客自動車運送事業者 （補助対象機器を設置する自動車の乗車定員が 11 名以上）	
特定旅客自動車運送事業者 （補助対象機器を設置する自動車の乗車定員が 11 名未満）	
貨物自動車運送事業者	

（3）補助金交付申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表を行います。

（4）申請のあった順に受付を行いますが、予算額を超過する等の理由により、不受理となる場合がありますので、あらかじめご理解ください。

（5）予算額を超過する恐れがある場合、補助金ホームページにおいては、予算額を超過する恐れがある場合でも申請システム上で受付を行うことがありますが、予算額超過後の申請については不受理とさせていただきます。

（6）補助金ホームページにおいて、申請システム上で受付を行ったにも関わらず、不受理となる場合、担当者より速やかにご連絡致します。

（7）補助金交付申請にあたり、受付担当者から補助金ホームページの申請システムに入力した事項や書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日からすみやかに不備等を補完し再度提出してください。TOPPAN が定める期日までに対応できない場合は、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で再度提出してください。なお、領収書等、支払いに係る書類の添付が確認できないものは、受付を行いませんのでご注意ください。

（8）補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請を取り下げていた

だくとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

（９）補助金優先採択を希望する者が、5.（ix）又は（ｘ）に定める期限までに賃上げ実績を示す書類を提出しなかった場合は、補助金優先採択を行いません。

（10）補助事業者が以下の関係会社から補助対象機器等を調達（工事を含む。）する場合は、利益等排除の対象となりますので、TOPPAN に申し出てください。

①補助事業者自身

②100％同一資本に属するグループ企業

③補助事業者の関係会社

12．その他

本要領に定めのない事項につきまして、TOPPAN は国土交通省と協議を行い、別途定めることとします。

（本件に関する問い合わせ先）

令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

電話 03-4446-4346

※受付時間：平日 午前９時～午後６時（※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く）

別紙様式１

令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

宣 誓 書

当社は、令和６年度補正予算事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援に限る）に係る申請において、以下について相違ないことを宣誓いたします。

○ 本補助事業と補助対象が重複する国の他の補助金（令和６年度および令和７年度に実施する被害者保護増進等事業費補助金を含む）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けません。

○ 「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成 18 年９月 19 日国土交通省告示第 1087 号）または「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成 18 年９月 19 日国土交通省告示第 1090 号）に基づく安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めています。（申請者がリース事業者の場合、貸し渡し先運送事業者が実施）

○ 被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（自動車運送事業の安全総合対策事業）を完了したことを確約します。

○ 申請する日から、過去３年の間において、これらの法律（道路運送法、貨物自動車運送事業法）に基づく行政処分（警告、勧告は含まず）を受けていません。（申請者がリース事業者の場合、貸し渡し先運送事業者が当該行政処分を受けていないこと）

記

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏名及び名称

別紙様式２

令和６年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和７年度（又は令和７年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）1.5%（中小企業者以外の者にあっては 3%）以上引き上げることを表明いたします。
また、以上のことについて従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
住 所
氏名及び名称

以上の内容について、我々従業員は、下記のとおり代表者より表明を受けました。

記

表明を受けた日 令和 年 月 日
表明の方法

令和　　年　　月　　日
事業所名称
従業員代表 氏名
給与又は経理担当者 氏名

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、募集要領に定める期限までに、当該年に給与総額が前年と比べ 1.5%（中小企業者以外の者にあっては 3%）以上増加した旨の分かる当該事業年度の「法人事業概況説明書」を TOPPAN に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を TOPPAN へ提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合には、募集要領に定める期限までに、当該年に給与総額が前年と比べ 1.5%（中小企業者以外の者にあっては 3%）以上増加した旨の分かる当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を TOPPAN に提出してください。

３．上記１．又は２．に関する書類が公募要領に定める期限までに提出されなかった場合は、被害者保護増進等事業費補助金交付申請及び実績報告の優先採択対象外となります。